

# 口径 20mm 水道メータの使用規制について

(制定 昭和 46 年 10 月 28 日課長決)

(最近改正 昭和 57 年 7 月 6 日)

## 1 使用規制するメータの種別

口径 20mm 接線流羽根車式水道メータ

## 2 使用規制範囲

新設給水装置及び改造する給水装置への取付けを中止する。

なお、現在取付け中のものについては、従来どおりの維持管理を行う。

## 3 昭和 46 年 12 月 1 日から実施する。

## 附則

この規定は、昭和 57 年 7 月 6 日から実施する。